

河川管理者

国土交通大臣（、山形県知事 又は ○○市町村長）^注 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

流域開発に伴う雨水排水対策について（協議）

このことについて、山形県河川流域開発に伴う雨水排水対策指導要綱第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり協議します。

記

- 1 対象河川 ○級河川 ○○川
- 2 開発の場所 ○○市大字○○ 地内
- 3 開発の面積 ○ h a
- 4 流出増対策 有・無
- 5 添付図書 ○○○○、○○○○、○○○○

- 注）**・協議書類提出までの手続きの流れは以下(1)のとおり
 ・協議書類の提出先は以下(2)のとおり

(1) 協議までの手続きの流れ

協議までの手続きの流れは下表のとおり

山形県 県土整備部 河川課 (雨水排水対策指導要綱担当)	開発事業者	河川管理者
確認	協議先河川管理者の選定 (調査範囲の設定)	
	ピーク流量を安全に流下させる ことができない地点の選定	連絡調整 確認
	・洪水調節要不要の判断 ・調節池等の設計	協議 審査 回答

(2) 協議書類の提出先

協議書類提出先は、調査範囲（開発後の 1/30 洪水ピーク流量が開発前に対して 1%以上増加となる範囲／1%以上増加となる範囲が無い場合は開発区域の雨水排水の放流点）の河川の管理者別に以下のとおり

ア 国土交通大臣が管理する河川（一級河川の指定区間外区間）

- ・ 東北地方整備局山形河川国道事務所 流域治水課（管理区間は事務所ホームページ参照）
- ・ " 酒田河川国道事務所 流域治水課（ " ）
- ・ " 新庄河川事務所 流域治水課 （ " ）

イ 県知事が管理する河川（一級河川の指定区間又は二級河川）

- ・ 村山総合支庁（本庁舎）河川砂防課
（山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町）
- ・ 村山総合支庁（西村山地域振興局）西村山河川砂防課
（寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町）
- ・ 村山総合支庁（北村山地域振興局）北村山河川砂防課
（村山市、東根市、尾花沢市、大石田町）
- ・ 最上総合支庁 河川砂防課
（新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村）
- ・ 置賜総合支庁（本庁舎）河川砂防課
（米沢市、南陽市、高畠町、川西町）
- ・ 置賜総合支庁（西置賜地域振興局）西置賜河川砂防課
（長井市、小国町、白鷹町、飯豊町）
- ・ 庄内総合支庁 河川砂防課
（鶴岡市、庄内町、三川町、酒田市、遊佐町）

ウ 市町村長が管理する河川（準用河川又は普通河川）

- ・ 各市町村の河川管理担当部署